

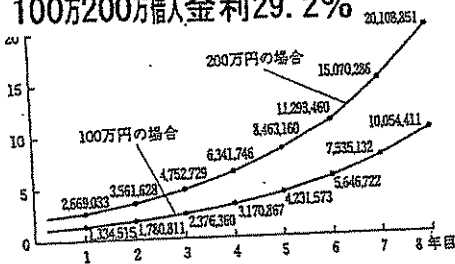
下記の資料については、著作権上の問題

により、HP 掲載を控えさせていただきます。

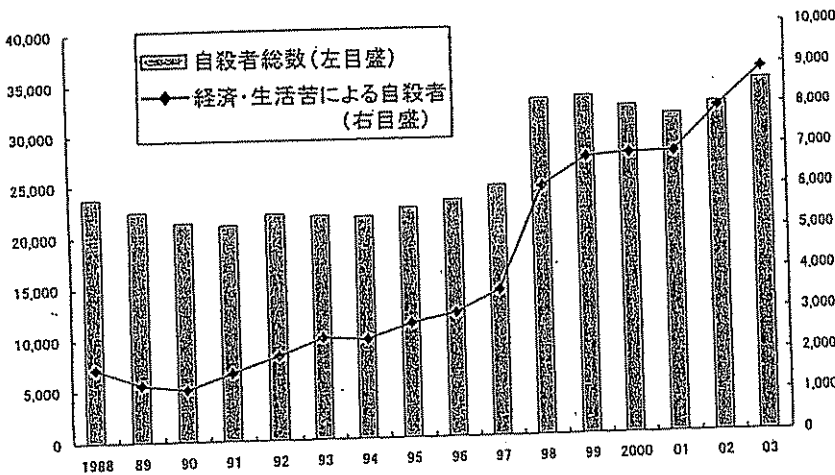
平成 16 年 7 月 23 日 朝日新聞

“働き盛りの自殺急増  
負債相談「借金で逃げ場がない。死にたい」”

借りて利息を払った場合  
8年目10倍のシミュレーション  
100万200万借入金金利29.2%



消費者金融 実態と救済  
宇都宮龍児著



最近の自殺者総数と経済・生活苦による自殺者数の推移

200万円(100万未満複数借入)を借りて月々4万5000円ずつ返す場合

200万貸付	返済期間	回数	総支払利息
A 1.8%	3年11ヶ月	47回	71,132円
B 18%	6年1ヶ月	73回	1,315,529円
C 27%	無限(一生)	無限	40年間21,600,000円

Cの303倍  
=Bの16.4倍

- 債務整理1 6年1ヶ月支払った時に、利息制限法上返済終了とする。
- 債務整理2 生活費を削った返済では足りずに、借入で返済したため、債務が膨れた時、利息制限法による残金を公平に分割して支払う。  
(将来利息なし)
- 債務整理3 初期の借入先には過払いとなっており、後からの借入は利息制限法残金が残る。過払金の返還を求め、残るものの返済にあてる。

### 売上5000円以下の黒字企業の平均像

経常利益 1,594,000  
 借入額 18,790,000  
 支払利息 383,000

現在の平均借入額につき、  
 いくら  
 の利率であれば  
 すべての利益が利息支払で  
 消えるのか(損益分岐点)。

$$\frac{1,594+382}{18,790}=10.6\%$$

### すべての黒字企業の平均像

経常利益 9,821,000  
 借入額 102,813,000  
 支払利息 2,560,000

現在の平均借入額につき、  
 いくら  
 の利率であれば  
 すべての利益が利息支払で  
 消えるのか(損益分岐点)。

$$\frac{9,821+2,560}{102,813}=11.94\%$$

### 手形で返せなくなる仕組

手形毎に別個として充当しない原判決計算だと、どうなるでしょう。

1000	250+150	手形1400万決済時 過払135 (保証料約1割も元本計算)
1250	350+150	手形1750万決済時 過払168=1750-(1250x1.1x1.15)
1500	490+150	手形2240万決済時 過払216
2090	686+150	手形2926万決済時 過払282
2776	960+150	手形3886万決済時 過払377=1176
3736		1344+150 繰出 手形5230-1176=4054
5080		1882+150

1400万円の手形を交付して実質1000万円借りた時、1年後150万円しか用立てできないならば、1400万円の手形を決済するために、1250万円の振込みを受けなければならず、1250万円の振込みを受けるためには1.4倍の1750万円の手形を振りださなければなりません。次の年には1750万円の手形が回ってくるので、150万円しか用立てできない人は1600万円振り込んでもらうために、2240万の手形を振出します。5年後には5230万の手形を振出しており、原判決計算の過払い累計は1176万ですので、差引いても残は4054万も残ります。

使えたのは最初の1000万円だけで、利息制限法の上限利率150万円ずつ返し続けた場合には、元本1000万円が残る、というのが常識的な結論です。通常の充当計算をするならば、初めの250万円は過払いですから、1250万円に充当され元本は1000万円のまま増えません。次の年も同様です。

ところが、手形不渡りを出さないためだけの切り返しをしながら、あとは150万円を5年返し続けただけなのに、手形を個別とし、充当しない形式論にとらわれると(4054)の過払金差引をしても

#### 5年後の残金が4054万円

という途方もない金額になり、常識からかけ離れた結論になるのです。これが勘合繰出、保証人の財産の取崩の背景にある計算方法なのです。利息制限法の潜脱を見逃すことなく司法の役割を全うする判決を期待します。

### 大手商工ローン元従業員の話

#### 借主がもつのは平均1年から2年

等から借りた後で、等に借りる人が多く、1年から2年で支払いにゆきづまるのが平均でした。

3~4年も返済を続ける人というのは、保証人も多く、迷惑をかけられない、という思いで火の車のやりくりをする人でした。

#### 顧客のうち7割から8割が保証人請求

で終わりました(保証の額が1千万とか2千万なので、普通は払えません)。請求を受けた保証人の3割から4割が自己破産に追い込まれました。

私はH11年12月から辞めるまで池袋にいて、副統括の立場でした。練馬・成増・北千住・西新井・上野・金町が担当でした。その頃、1ヶ月で30から40の事故があり、その大部分は取引期間が1年以内から2年というものでした。たまに3~4年の取引期間のものが2~3件混じっている程度でした。みなし利息の主張を始める前の平成12年8月までは、3~4年で過払いとなり、弁護士が代理人になった時には、過払金は返していました。私は保証人に自己破産を勧めたので、池袋では、請求された保証人のうち4割~5割が自己破産をしました。

の貸付は主債務者を確実に潰す貸付で、保証人狙いの貸付です。